

平成21年12月17日

都市計画

第211回埼玉県都市計画審議会を開催します ～ 深谷都市計画区域の変更についてなど12議案を審議します ～

埼玉県は、第211回の埼玉県都市計画審議会を開催します。実施概要は次のとおりです。

実施概要

- と き 平成21年12月24日（木） 午後1時30分から
- と ころ さいたま市浦和区仲町2-5-1
浦和ロイヤルパインズホテル 3階 プラチナルーム
電話 048-827-1111
- 議 題 別記のとおり
(議第4901号から4912号の12議案)
- 傍聴の可否 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条第1項各号に該当するため、埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案については傍聴できませんので、あらかじめ御承知おき下さい。
- 傍聴定員 10名
- 受付方法 傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までに傍聴受付
(2階 こぶしの間)へお越し下さい。
なお、傍聴希望者が定員を超えている場合は開会の30分前の時点において抽選を行います。

(参考) この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関です。この法律の理念は、私たちの住む埼玉という県土において、健全な県民の生活と生産活動を確保しつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られることとされています。

本審議会では、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和44年から調査審議しています。

- 問い合わせ先 埼玉県都市整備部 都市計画課 総務担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-830-5335 (直通)

第 2 1 1 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

議案番号	議 案 名	市町村	決定権者
4901	深谷都市計画区域の変更について	深谷市	県
4902	深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	深谷市	県
4903	深谷都市計画区域区分の変更について	深谷市	県
4904	深谷都市計画道路の変更について	深谷市	県
4905	都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について（深谷市）	深谷市	知事
4906	坂戸都市計画区域区分の変更について	鶴ヶ島市	県
4907	坂戸都市計画用途地域の変更について	鶴ヶ島市	県
4908	新座都市計画区域区分の変更について	新座市	県
4909	新座都市計画用途地域の変更について	新座市	県
4910	北本都市計画区域区分の変更について	北本市	県
4911	北本都市計画用途地域の変更について	北本市	県
4912	都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について（北本市）	北本市	知事

別記

【議案名】

議第4901号 深谷都市計画区域の変更について（県指定）

[議案概要]

深谷都市計画区域を次のように変更するものです。

変更前：深谷都市計画区域 10,792ha

変更後：深谷都市計画区域 10,912ha

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当
直通番号 048-830-5337

【議案名】

議第4902号 深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

深谷都市計画区域を変更することに併せ、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当
直通番号 048-830-5337

【議案名】

議第4903号 深谷都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

深谷都市計画区域を変更することに併せ、都市計画区域の区域区分を変更するものです。なお、市街化区域と市街化調整区域との区分の変更はありません。

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当
直通番号 048-830-5337

【議案名】

議第4904号 深谷都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

深谷市の幹線街路3・2・1号上武道路を次のように変更するものです。

3・2・1号上武道路

- ・ 終点を変更する。
- ・ 延長を約4,430mから約4,750mに変更する。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当
直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第4905号 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について（深谷市）

[議案概要]

県境変更による都市計画区域の変更に伴い、建築基準法の規定に基づき、以下の区域について、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数

値を変更するものです。

対象区域：深谷市 南前小屋地区 面積約 119.6ha

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当
直通番号 048-830-5519

【議案名】

議第4906号 坂戸都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

鶴ヶ島市共栄第2期地区、脚折地区、上広谷第1地区は、用途地域を残したまま暫定的に市街化調整区域へ編入した旧暫定逆線引き地区です。このたび、地区計画を策定し、適切な地区施設道路の配置などにより良好な市街地形成が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

1 市街化区域編入		
共栄第2期地区	約	33ha
脚折地区	約	46ha
上広谷第1地区	約	8ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当
直通番号 048-830-5337

【議案名】

議第4907号 坂戸都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

鶴ヶ島市の共栄第2期地区、脚折地区、上広谷第1地区について、広域的な幹線道路沿道にふさわしい土地利用を図るため用途地域を変更するものです。

また、共栄第2期地区の一部について、周辺地域と同様の専用度の高い住居系の土地利用を図るため用途地域を変更するものです。

変更前：第一種中高層住居専用地域	(200/60)	約15.7ha
第一種住居地域	(200/60)	約0.7ha
変更後：第一種中高層住居専用地域	(200/60)	約0.7ha
第一種住居地域	(200/60)	約8.3ha

第二種住居地域 (200/60) 約 0.4ha
準住居地域 (200/60) 約 7.0ha

※ () 内は、容積率/建ぺい率

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 地域計画担当
直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4908号 新座都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

新座市大和田一丁目地区、栄・池田地区、片山二丁目地区、野寺三丁目地区、石神一丁目地区及び新堀二丁目地区は、用途地域を残したまま暫定的に市街化調整区域へ編入した旧暫定逆線引き地区です。このたび、地区計画により既存住宅地の良好な住環境が維持されることや、適切な地区施設道路の配置などにより良好な市街地形成が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

1 市街化区域編入

大和田一丁目地区	約	2ha
栄・池田地区	約	5ha
片山二丁目地区	約	0ha (0.06ha)
野寺三丁目地区	約	3ha
石神一丁目地区	約	0ha (0.4ha)
新堀二丁目地区	約	4ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当
直通番号 048-830-5337

【議案名】

議第4909号 新座都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

新座市の大和田一丁目地区、栄・池田地区、片山二丁目地区、野寺三丁目地区、石神一丁目地区、新堀二丁目地区の6地区は、旧暫定逆線引き地区の廃止による区域区分の見直しにより、また、保谷・秋津線沿道地区は、周辺の区域と同じく良好

な住居の環境を保護する地域とするため、それぞれ新たな市街地像に対応した用途地域に変更するものです。

変更後：第一種低層住居専用地域	(80/50)	10m	約	2.6	ha
第一種低層住居専用地域	(100/60)	10m	約	8.1	ha
第一種中高層住居専用地域	(200/60)		約	5.7	ha
第一種住居地域	(200/60)		約	0.5	ha
用途地域の廃止			約	22.5	ha
変更前：第一種低層住居専用地域	(80/50)	10m	約	27.3	ha
第一種中高層住居専用地域	(200/60)		約	4.3	ha
第一種住居地域	(200/60)		約	7.8	ha

※ () 内は、容積率/建ぺい率
() の右側は、建築物の高さの最高限度

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 地域計画担当
直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4910号 北本都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

北本市台原地区、下原地区及び中丸南地区は、用途地域を残したまま暫定的に市街化調整区域へ編入した旧暫定逆線引き地区です。このたび、地区計画を策定し、良好な住環境の維持・保全が図られることが確実となったため、市街化区域に編入するものです。

1 市街化区域編入

台原地区	約	15	ha
下原地区	約	8	ha
中丸南地区	約	15	ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当
直通番号 048-830-5337

【議案名】

議第4911号 北本都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

北本市の台原地区、中丸南地区の2地区は、旧暫定逆線引き地区の廃止による区域区分の見直しにより、また、圏央道沿道地区は、専用住宅地への緩衝帯機能と沿道施設を誘導するためにそれぞれ用途地域を変更するものです。

変更後：第一種低層住居専用地域	(80/50)	10m	約0.0ha (約0.02ha)
第一種中高層住居専用地域	(200/60)		約0.1ha
第一種住居地域	(200/60)		約2.1ha
第二種住居地域	(200/60)		約1.9ha
用途地域の廃止			約24.4ha
変更前：第一種低層住居専用地域	(80/50)	10m	約5.4ha
第一種中高層住居専用地域	(200/60)		約16.6ha
第一種住居地域	(200/60)		約6.5ha
工業専用地域	(200/60)		約0.0ha (約0.07ha)

※ () 内は、容積率/建ぺい率
() の右側は、建築物の高さの最高限度

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 地域計画担当
直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4912号 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について（北本市）

[議案概要]

暫定逆線引き地区における用途地域の廃止に伴い、建築基準法の規定に基づき、以下の区域について、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更するものです。

対象区域：北本市 台原地区 面積約21.1ha
中丸南地区 面積約3.3ha

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当
直通番号 048-830-5519